

平成 28 年税制改正大綱、消費税軽減税率、と日々新聞、テレビがにぎやかな中、年末を迎えました。今年もありがとうございました。新年もよろしく申し上げます。

## 「財産債務調書」「国外財産調書」制度について 公認会計士 鎌田 直善

平成 27 年度税制改正で創設された「財産債務調書制度」については、富裕層を対象とするものである分、マイナンバー制度に比べて、話題とされることが少ないようです。

法施行後の最初の提出期限は、平成 28 年 3 月 15 日であり、財産債務の把握は 12 月 31 日現在で行います。

また、12 月 31 日の財産把握、3 月 15 日を提出期限とする「国外財産調書制度」についても、今一度ご確認をお願いいたします。

### ☆財産債務調書制度

従来、所得金額が 2000 万円超の場合、所得税確定申告書に「財産及び債務の明細書」を添付することが求められていました。しかし、未提出の場合もペナルティーはなく、記載もアバウトで通ってきました。事業用資産の固定資産評価額のみ記載したり、事業元入金に集約したり、さまざまでした。個別の預金や有価証券に言及しなくても、記載不足と税務署から深追いされることもありませんでした。

これが大いに姿を変えて、「財産債務調書」の提出制度として法定されました。これにより、提出義務者は網羅的かつ詳細に財産債務を記載することが要請されることとなります。インセンティブ措置も講じられています。

財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、記載された財産債務に関し、所得税・相続税の申告漏れがあっても、申告漏れ分の過少申告加算税は 5%軽減されます。

期限内に調書の提出がない場合や、提出があっても記載内容不足等があり、その財産債務に関し所得税の申告漏れがあれば、過少申告加算税が 5%加重されます。

- ① その年の総所得金額（プラス山林所得）が 2000 万円超である
- ② 3 億円以上の財産を所有している
- ③ 1 億円以上の有価証券等（正しくは国外転出特例対象財産）を有している

上記①②に該当する方、①③に該当する方に提出義務があります。

提出義務のある方は、今年の 12 月 31 日現在の財産と債務について、詳細にバランスシートを作成し、所得税確定申告書に添付しなければなりません。例えば預金は口座ごと残高、土地は所在・面積・価格、有価証券も銘柄ごとに上場有価証券は時価、非上場は見積価額、装身具まで含めて家庭用動産も、一切合財の総資産を記載するのが基本です。基本を理解したうえで、まとめ記載可能なもの、価格が少額のものには記載不要、等の例外を押さえてゆくことになります。該当者の皆様、所得税申告時に向けてリストアップをお願いいたします。

☆国外財産調書（平成 26 年 1 月施行）

国内居住者で 12 月 31 日に合計 5000 万円超の国外財産を有する場合は、「国外財産調書」を翌年 3 月 15 日までに税務署に提出する義務があります。

## 配偶者の『所得税の扶養』と『社会保険の扶養』 スタッフ 鶴川 剛

### 1. 『所得税の扶養』

配偶者に収入があっても、その年の『年間の合計所得金額が 38 万円以下』であれば被扶養者となり、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、配偶者控除が受けられます。

- (1) 配偶者にパート収入がある場合は、給与所得控除額を差し引いた金額が 38 万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。
  - ・ 給与収入 (103 万円以下) - 給与所得控除 (65 万円)  $\leq$  所得金額 (38 万円)
- (2) 配偶者に公的年金収入がある場合は公的年金等控除額を差し引いた金額が 38 万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。
  - ・ 65 歳未満 年金収入 (108 万円以下) - 公的年金等控除 (70 万円)  $\leq$  所得金額 (38 万円)
  - ・ 65 歳以上 年金収入 (158 万円以下) - 公的年金等控除 (120 万円)  $\leq$  所得金額 (38 万円)
- (3) パート収入と公的年金収入がある場合は、(1) と (2) の所得金額の合計額が 38 万円以下であれば配偶者控除が受けられます。
- (4) 雇用保険の給付金 (失業保険) は非課税ですので、合計所得金額に含める必要はありません。

### 2. 『社会保険の扶養』

配偶者の年間収入が 130 万円未満 (60 歳以上又は障害者の場合は、180 万円未満) かつ

- ・ 同居の場合 収入が扶養者 (被保険者) の収入の半分未満
- ・ 別居の場合 収入が扶養者 (被保険者) からの仕送り額未満

の場合、被扶養者に該当します。

ここでの『年間収入 130 万円未満』とは、所得税の時とは異なり、扶養されることになった時点以降 1 年間の見込み収入額のことをいいます。

また、所得税では非課税となる雇用保険の給付金 (失業保険)、公的年金、傷病手当金、出産手当金等も、収入に含まれます。

配偶者を被扶養者とする場合、被扶養者届ならびに国民年金第 3 号被保険者該当届の提出が必要です。それにより、配偶者本人が国民年金保険料を払う必要はありません。

以上のように、所得税と社会保険の扶養の判定は異なります。詳しくは、スタッフにご相談ください。

## 年末年始休暇と営業時間のお知らせ

今回の年末年始休暇は、12 月 28 日 (月) ~ 1 月 3 日 (月) です。年末休暇の前が土・日ですので、年末の御連絡・御相談は 12 月 25 日 (金) が最終となりますので、よろしくお願いいたします。

12 月から 5 月までの半年間は職員の退勤時間が 18 時と遅くなっています。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。